

新京都市上京区役所自動販売機設置事業者募集要項

平成26年11月28日に行いました、「新京都市上京区役所自動販売機設置事業者の募集」において、平成26年12月18日に決定した設置事業者のうち1者が、正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったため、平成26年12月25日付けで決定を取り消しました。

ついては、新京都市上京区役所自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）再募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、募集に参加される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

災害発生時に無償で飲料を提供することのほか、市有財産を有効活用することで、財源確保を図り、市民サービスの向上を進めていくことを目的として、新京都市上京区役所に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

新京都市上京区役所

具体的な設置場所は仕様書の別紙を確認してください。

3 設置事業者

下表のとおり、設置事業者を募集します。

	対象	台数
第1グループ	新上京区役所の設置番号①③	2台

※ 設置番号については、仕様書の別紙を参照してください。

4 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

5 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) 災害救助ベンダーとしてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものでしてください（屋外等を除く）。
- (3) 環境に配慮したものでしてください。
- (4) 電気メーターを設置してください。

6 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

7 応募資格要件

仕様書を確認してください。

8 使用許可の期間

平成27年1月24日から平成27年3月31日まで

9 使用許可の更新

平成27年4月1日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

10 申込受付期間

平成27年1月5日（月）～平成27年1月9日（金）必着

11 質問及び回答

(1) 質問（持参のみ）

平成27年1月5日（月）～平成27年1月7日（水）

【午前9時から12時まで、午後1時から5時まで ※受付は平日のみ】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問收受日の翌日から起算して2営業日以内に文化市民局地域自治推進室ホームページに掲載して回答します。

12 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

(2) 決定予定日

平成27年1月14日（水）頃の予定

(3) 決定後の公表

文化市民局地域自治推進室ホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市文化市民局 地域自治推進室（担当：早瀬）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-3048（直通）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/68-5-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>